

【議案第 44 号】

財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）

議案第 44 号「財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）」に対し、原案に反対の立場で討論を行います。

本件につきましては、優先交渉権者の決定以降、長きにわたり活発な議論が重ねられてきましたが、6 月 30 日の産業建設委員会においては慎重審議の結果、委員長報告の通り「否決」という重たい意思決定がなされました。

私は、最初から反対の立場であったわけではなく、公平・公正な立場で、市民の利益を最優先に考え一連の審議に臨んできました。様々な意見に耳を傾け、自らの思いや意見とのすり合わせを行いながら熟考してまいりました。

しかし、これまで聞いた説明と重ねてきた議論を経てもなお、将来に禍根を残しかねないのではという懸念を払拭できず、本議案に反対せざるを得ないという結論に至りました。

その理由を述べさせていただきます。

まず前提として、私は「ゆうひパーク浜田」の一刻も早いリニューアルを強く願っています。現在の施設が抱える課題を刷新し、市民に喜ばれる施設として再スタートを切るべきだという認識は、執行部とも一致しております。

しかし、施設を新しくするという目的の正当性と、今回の「15 年間におよび無償貸付」という手続きの妥当性とは別の問題であり、切り離して考えるべきです。

私が反対する理由は、地方自治法第 237 条が定める「適正な対価」なき貸付であるという疑問に対し、最後まで賛成できる理由を見出すことができなかった点にあります。

これまでの審議において、地元雇用の保障や、契約解除規定の追記など、議会側の意見が反映された部分については、執行部が真摯に対応し、努力されたことは十分に認めるものであります。

しかし、それらの修正がなされてもなお、特定の民間事業者に対して「15 年間無償貸付」という極めて異例の条件を適用することの、本質的な妥当性の裏付けにはなりません。

公募前に行われた市の持ち株譲渡を巡る経緯、公募型プロポーザル方式の弱点でもある地元との調整や合意形成能力の評価、さらには 4 回にわたる基本協定の延長など、これまでのプロセスにおいて、市民が不自然さを感じる要素が残されたままであります。

本来、このような異例の契約の正当性を、市民が納得できるよう明確に証明する責任は、議案を提案された執行部の側にあります。

令和 8 年 6 月定例会議 小川 稔宏議員 反対討論

事業者側が負担する修繕費や、将来的な期待値だけを理由に「適正な対価である」と見なす包括的な説明だけでは、市民に対する説明責任を果たせるとは思えず、根拠としては不十分と言わざるを得ません。

私が抱くそうしたモヤモヤとした危惧は、決して感情的な反発などではありません。

主権者である市民の目線に立ったとき、このプロセスが本当に「公平・公正である」と納得し理解してもらえるかという、議員としての誠実な危機感であります。

市民へ胸を張って説明できる客観的な根拠を示せない以上、たとえ本会議において、この議案が賛成多数で可決される見通しであったとしても、私は「手続きの正義」に疑問が残るこの決定に対し、明確に反対の意を表明いたします。

それこそが、市民の付託を受けた議員としての責任であると考えます。

法に基づき、誰もが納得できる透明性を確保する議論こそが、結果として真の意味での「市民に愛される施設」への近道になるはずです。

今後とも、浜田市議会が適切な行政チェック機能を果たし、良識の府として機能し続けることを切に願い、私の反対討論といたします。